

四万十町教育委員会会議録（令和2年2月定例会）

1. 日 時 令和2年2月13日（木）午前9時00分～午前11時00分

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

3. 出席者

教育長 川上哲男

教育委員 横山順一 坂本維子 石崎豊史 佐々倉愛

事務局 教育次長 熊谷敏郎

生涯学習課 課長 林 瑞穂

学校教育課 課長 西谷典生 副課長 東 孝典

研修指導員 下司三和

教育研究所 所長 岡 澄子

4. 傍聴者

0名

5. 日 程

(1) 開会

(2) 教育長あいさつ

(3) 会議録署名委員の指名 (佐々倉委員)

(4) 議題

①承認第 1号 専決処分の承認について（校区外就学申請の承認）

②議案第 1号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）

③議案第 2号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●●●）

④議案第 3号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●）

⑤議案第 4号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）

⑥議案第 5号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）

⑦議案第 6号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）

⑧議案第 7号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）

⑨議案第 8号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）

⑩議案第 9号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●）

⑪議案第 10号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）

⑫議案第 11号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）

⑬議案第 12号 区域外就学協議の取扱について（申請者 ●● ●●●●）

⑭議案第 13号 四万十町立図書館管理規則の一部を改正する規則について

(5) 協議事項

①四万十町窪川地域子育て支援センター条例の一部改正について

②四万十町教育委員会事務局の組織に関する規則について

(6) 報告事項

①令和元年度高知県学力定着状況調査の自校採点の結果について

②令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査集計結果について

(7) その他

①四万十町運動部活動改革推進委員会設置要綱について

②四万十町教育委員会表彰について

③命の授業について

④適正配置について

⑤小鳩保育所について

⑥ファミリーサポートセンターについて

⑦文化的施設について

6. 議 事

教育長 : これより四万十町教育委員会2月の定例会を開会をしたいと思います。

議題に入る前に、承認第1号及び議案第1号から議案第12号まで、それと報告事項の①につきましては、個人情報を含む案件であるため、会議を非公開にしたいと思います。よろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、異議ないものと認め、承認第1号及び議案第1号から議案第12号まで、また、報告事項①については、非公開といたします。

それでは、承認第1号 専決処分の承認について（校区外就学申請の承認）、事務局の説明を求めます。

（事務局より、承認第1号 専決処分の承認について（校区外就学申請の承認）、説明する。）

教育長 : ただ今、説明がありました。委員の皆さんのご意見、また聞きたいことなどありましたらお願いいたします。よろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、承認第1号 専決処分の承認について（校区外就学申請の承認）、はご異議、ご意見がないということでございますので、承認とさせていただきます。

続いて、議案第1号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●）、事務局の説明を求めます。

（事務局より、議案第1号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●）、説明する。）

教育長 : ただ今、議案第1号について説明がありました。このことにつきまして委員の皆さんのご意見を求めます。ご意見等ございませんか。よろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、ご異議、ご意見がないということでございます。承認でよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、議案第1号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●）、は承認とさせていただきます。

続きまして、議案第2号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●● ●●●）、事務局の説明を求めます。

（事務局より、議案第2号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●● ●●●）、説明する。）

教育長： ただ今、説明がありました。委員の皆さんのご意見を求めます。ご意見等ございませんか。

横山委員： 今年度も1年間、承認されているんですか。

西谷学校教育課長： そうです。

横山委員： 4番の場合は、原則6か月ですが、これを1年にしたのは事情があったんですか。

西谷学校教育課長： 一応、原則6か月ということなんですが、仕事の都合上、●●●に住民票を置いておかなければいけないということで、実際はずっと住んでいるということが確定しているところです。それで、原則ではないですが1年間ということで承認をしているところでございます。

教育長： よろしいですか。他、ご意見、また聞きたいことなどございませんか。よろしいでしょうか。

全委員： はい。

それでは、議案第2号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●● ●●● ●●●）、は承認ということでよろしいですか。

全委員： はい。

教育長： 続きまして、議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●● ●●●）、事務局の説明を求めます。

（事務局より、議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●● ●●●）、説明する。）

教育長： ただ今、説明がありました。委員の皆さんのご意見を求めます。ご意見等ございませんか。よろしいですか。

全委員： はい。

教育長： それでは、ご異議、ご意見がないということでございます。承認で皆さん、よろしいでしょうか。

全委員： はい。

教育長： それでは、議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●● ●●● ●●●）、は承認とさせていただきます。

全委員： はい。

教育長： 続きまして、議案第4号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●● ●●● ●●●）、事務局の説明を求めます。

（事務局より、議案第4号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●● ●●● ●●●）、説明する。）

教育長： ただ今、説明がありました。委員の皆さんのご意見を求めます。ご意見等ございま

せんか。よろしいですか。

佐々倉委員： すみません、細かいことなのですが、世帯状況の続柄が他の資料と表現が違うので、出来るならば、揃えてほうが良いと思います。

西谷学校教育課長： 本人から見た続柄ということで、1番目が祖父という形の表現が正しいと思いますので、次からは、訂正しておきたいと思います。申し訳ありません。

教育長： よろしいでしょうか。他、ご意見等ございませんか。よろしいですか。

それでは、議案第4号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●）、は承認ということでよろしいでしょうか。

全委員： はい。

教育長： 続きまして、議案第5号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●）、事務局の説明を求めます。

（事務局より、議案第5号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●）、説明する。）

教育長： ただ今、説明がありました。委員の皆さんのご意見等を求めます。何かご意見、また聞きたいことなどございませんか。

西谷学校教育課長： 続柄の表し方なのですが、先ほど委員さんの指摘もありました部分ですが、本人から見てのほうが分かりやすいでしょうか。

佐々倉委員： 統一されていたら、どちらでも良いと思います。

西谷学校教育課長： 申請者が本人、保護者から見て長女とかいうほうが。申請者から見るような形で統一をするということでどうでしょうか。

佐々倉委員： 父、母、長女、長男とかの表現のほうが分かりやすいと思います。

林生涯学習課長： 様式に記載するようにして、保護者から見たとか、申請者から見た続柄を記載することとかを入れたらどうですか。

西谷学校教育課長： 申請者から見た続柄を記入するという形で様式を変えて、分かりやすいような形にしたいと思います。

横山委員： 世帯構成とか、注釈があったらいいと思います。

西谷学校教育課長： それを踏まえて検討して、係のほうとも協議をしたいと思います。

教育長： 議案第5号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●）、はよろしいですか。

それでは、ご異議、ご意見がないということでございます。議案第5号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●）、は承認ということでよろしいでしょうか。

全委員： はい。

教育長： 続きまして、議案第6号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●）、事務局の説明を求めます。

（事務局より、議案第6号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●）、説明する。）

教育長： ただ今、説明がありました。委員の皆さんのご意見をお伺いしたいと思いますが、ご意見等ございませんか。よろしいでしょうか。

全委員 : はい。
教育長 : ご異議、ご意見がないということでございます。議案第6号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●)、は承認ということによろしいでしょうか。

全委員 : はい。
教育長 : 議案第6号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●)、は承認とさせていただきます。

全委員 : はい。
教育長 : 続きまして、議案第7号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●)、議案第8号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●)、議案第9号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●)、議案10号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●)、につきましては、それぞれ関連がございますので一括して説明をしていただきまして、その後、ご意見等を伺いたと思います。それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第7号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●)、議案第8号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●)、議案第9号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●)、議案10号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●)、一括で説明する。)

教育長 : ただ今、議案第7号から議案第10号まで一括して説明がありました。委員の皆さんのご意見を求めます。ご意見等ございませんか。よろしいですか。

全委員 : はい。
教育長 : それでは、まず、議案第7号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●)、は承認ということによろしいですか。

全委員 : はい。
教育長 : 続いて、議案第8号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●)、も承認ということによろしいですか。

全委員 : はい。
教育長 : それでは、議案第9号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●)、も承認によろしいでしょうか。

全委員 : はい。
教育長 : それでは、議案10号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●)、も承認によろしいでしょうか。

全委員 : はい。
教育長 : それでは、議案第7号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●)、議案第8号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●)、議案第9号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●)、議案10号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●)、はそれぞれ承認とさせていただきます。

全委員 : はい。
教育長 : 続きまして、議案第11号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●)、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第 11 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
(申請者 ●●●●)、説明する。)

教育長 : ただ今、説明がありました。委員の皆さんのご意見を求めます。ご意見等ございませんか。よろしいですか。

それでは、議案第 11 号 指定校区外就学申請の取扱いについて (申請者 ●●●●)、承認でよろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、議案第 12 号 区域外就学協議の取扱いについて (申請者 ●●●●●●)、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第 12 号 区域外就学協議の取扱いについて (申請者 ●●●●●●)、説明する。)

教育長 : ただ今、説明がありました。委員の皆さんのご意見を求めます。ご意見、また聞きたいことなどございませんか。よろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、ご異議、ご意見がないということでございます。このことにつきましては須崎市教育委員会からの協議ですので、回答ということで四万十町教育委員会では承諾ということになります。よろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、議案第 12 号 区域外就学協議の取扱いについて (申請者 ●●●●●●)、は承認とさせていただきます。協議について、承諾ということで回答させていただきます。

全委員 : はい。

教育長 : 続いて、議案第 13 号 四万十町立図書館管理規則の一部を改正する規則について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、議案第 13 号 四万十町立図書館管理規則の一部を改正する規則について、説明する。)

教育長 : ただ今、説明がありました。委員の皆さんのご意見を求めます。ご意見等ございませんか。よろしいですか。

それでは、ご異議、ご意見がないということでございます。議案第 13 号 四万十町立図書館管理規則の一部を改正する規則について、は承認ということでよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、議題が終わりまして、協議事項ということで5番目に入ります。協議事項 ①四万十町窪川地域子育て支援センター条例の一部改正について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、協議事項 ①四万十町窪川地域子育て支援センター条例の一部改正について、説明する。)

教育長 : ただ今、説明がありました。委員の皆さんのご意見を伺いたいと思います。ご意見等ございませんか。よろしいですか。

協議事項 ①四万十町窪川地域子育て支援センター条例の一部改正については、このような形で議会に議案を提出するというところでいきたいと思ひます。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、協議事項 ②四万十町教育委員会事務局の組織に関する規則について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、協議事項 ②四万十町教育委員会事務局の組織に関する規則について、説明する。)

教育長 : ただ今、説明がございました。自由に聞きたいということなどありましたら聞いていただけたらと思ひます。

横山委員 : 3ページにある子育て係というのは保育係のことですか。

西谷学校教育課長 : そうです。保育係が正しいです。申し訳ありません。

林生涯学習課長 : 子育て係で先行してやっていたのですが、保育係がいいということになりました。

西谷学校教育課長 : 次の議案の時には、訂正した形での議案とします。

佐々倉委員 : 課に、さらに係が加わるというのには、どのようなメリットがあるんですか。

林生涯学習課長 : 今までグループ制ということで、課内で相互乗り入れしてフレキシブルに対応していたんですが、責任の所在が曖昧であったり、グループを副課長が見るという形でしたが、係長のようにしっかりとその係を見ていくという体制にはなりにくかったという反省から、その部分については、しっかり見ていける体制がいいのではないかと、いう反省を含めて、グループ制から係制にしていこうということになりました。

西谷学校教育課長 : それと、職員の育成として、部下が付くということである一定、係長のポストは部下を育てるということですので人材を育成していくという意味でも責任を持ち係をやっていくということです。今は、副課長に全部の荷がどこにもかかっています。総括主幹というのは本来、係長の役目をしないといけないのですが、ほとんどの副課長がそういった役目をしています。集中していくみたいなイメージもありますので、それを変えていこうということです。

佐々倉委員 : 教育委員会の中でこういうふうにしたいという動きなんですか。それとも、他の課も全部こうなるんですか。

林生涯学習課長 : 機構改革いう形で四万十町全体がグループ制から係長制にしていってという動きを4月から取っていくということで、全ての係についても、教育委員会なので教育委員会で取り出して今回、提案しています。全体的な事務分掌についても全部洗い直している最中です。

石崎委員 : 手当的なものは今までとは変わらないのですか。

林生涯学習課長 : 手当は変わりません。

佐々倉委員 : ポストの名前が付くだけですか。

西谷学校教育課長 : 職務職階を敷いてますので、級に上がるにはポストがないと上がれないこととなります。実際、総括主幹が係長ということでは変わりませんので、給料の面では、変わりません。

熊谷教育次長 : 町村合併の時に、職員どうしても減らさないといけないということで、グループ制を敷いていないとなかなか、やりにくいとなって、合併の時に出来た制度が総括主幹で

して、責任がどうも曖昧になるということで今回、見直しをする。理屈はグループ制が、助け合えていいということですが、副課長に荷がいついていて、育成まで含めてそれぞれの職について責任を持っていかないといけないということで、これをはっきりさせるといことです。

教育長 : 4月からそういう形になりますので、全庁的に機構改革ということで、町長部局もそういう形になってきます。

西谷学校教育課長 : 課内の中で係を敷いても、何かのプロジェクトがあれば、ある一定は協力しないとイケません。一つの係の持ち分ですが、他の係もある一定、応援をしてもらわないといけない時もある。柔軟に応援を出してくれというふうなことは言えるということをやっていきたいと思っております。ただ、明確にはしておくといことです。

石崎委員 : 実質、ポスト数も変わらないし、採用の人数も増えることはない、新規採用も増えることはないわけですね。

教育長 : そうです。

横山委員 : 職員の職というのあるじゃないですか、7ページとか。これは全て網羅されてるんですか。

西谷学校教育課長 : 全部を一応抜き出している形では書いています。

横山委員 : 例えば今後、学芸員がいなければいけない時は、その都度、追加していくのですか。

西谷学校教育課長 : そういう形です。例えば文化的施設の中に学芸員の長が単独でいるということになれば、それを入れていくみたいな形です。

林生涯学習課長 : 学芸員として配置するのが、例えば主幹で学芸員にするか、そういう配置の仕方もあるんで、そこについてはまた検討しながら具体的に職を当てはめて、具体的に職名を入れていくのかというのは検討していきたいと思ます。ただ、学芸員という具体のポスト名が入っているほうが分かりやすいとは思ます。

教育長 : 役場の機構改革の中でもいろいろと動きがあります。この件は、よろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、協議事項 ②四万十町教育委員会事務局組織に関する規則について、字句修正が若干ございますので、それをまた修正させていただいて、次回、議案として提案、提出をさせていただくといことによろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、報告事項 ①令和元年度高知県学力定着状況調査の自校採点の結果について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、報告事項 ①令和元年度高知県学力定着状況調査の自校採点の結果について、説明する。)

教育長 : ただ今、説明がありました。自校採点の状況でございます。先ほど英語では中学校で課題もあるといことので、今後、こういった高知県の学力定着状況調査、また、全国学テの状況なども踏まえて、今後の四万十町の取るべき方策や、どういうところを改善あるいは力を入れていくとかいいうところが見えてきているところす。

このことについて何か聞いておきたいとかいいうことございせんか。

石崎委員 : 自校採点といことは子どもたちの解答をコピーして、担任といいうか、各学校で手分けして採点をしているといことですか。

下司研修指導員 : 正答例に基づいて採点をしています。

石崎委員： 人数の多いところは大変ですね。

下司研修指導員： 業者の採点を待っていたら、返ってくるのが2月末ということです。

石崎委員： 自校採点を直ちにやっているのですか。

下司研修指導員： そうです。すぐやっています。

石崎委員： 1週間以内とかですか。

下司研修指導員： 冬休みには手立てを始めている学校もあります。

教育長： 他、よろしいですか。構いませんか。

それでは、報告事項 ①令和元年度高知県学力定着状況調査の自校採点の結果について、を終わらせていただきます。

続きまして、報告事項 ②令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査集計結果について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、報告事項 ②令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査集計結果について、説明する。)

教育長： ただ今、説明がありました。このことについて何か聞いておきたいとか、確認したいとかいうことございませんか。よろしいですか。

全委員： はい。

教育長： それでは、報告事項 ②令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査集計結果について、を終わらせていただきます。

続いて、その他 ①四万十町運動部活動改革推進委員会設置要綱について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、その他 ①四万十町運動部活動改革推進委員会設置要綱について、説明する。)

教育長： ただ今、説明がありました。ご意見、また字句についても見ていただいて、次回に議案として提出する予定です。皆さんのほうで何かご意見等ございませんか。

佐々倉委員： これは、県の事業ということで費用は県が持つのですか。

西谷学校教育課長： 別表1の下に書いていますが、県が3分の2となっています。

佐々倉委員： なかなか難しいだろうと思うのが、四万十町の場合、各中学校の部活にばらつきがある。どこも野球部やバスケットがあるわけではないので、年3回の委員会の中でどんなこととお話しするのですか。

西谷学校教育課長： 一応、2回程度を予定しています。回数自体は3回絶対やらないといけないわけではないと思います。出来れば、最初に5月ぐらいに1回やって、年度末にやる形で考えてはいます。

佐々倉委員： 各学校の様子が見えてないんですが、指導者になってくれそうな方はいますか。

西谷学校教育課長： 今のところ2人です。運動部で窪中のバスケット部に付いています。文化部では大正の音楽部に付けてます。国の考えは、中学校の部活動を地域が持てるような形に移行していき、教員の働き方改革の一環で、部活動を地域の方に受けてもらう。例えば、くぼかわスポーツクラブなどに指導をやっていただくような形を考えているのかなと思います。都会では色んなクラブがありますので、案外可能だと思いますが、四万十町のようなところは、少ないです。

佐々倉委員： 平日夕方にですか。

西谷学校教育課長： 夕方にそういった子どもたちがクラブで一緒にやれるという、質の高さを担保が出来るというのが心配されております。運動部がこういった形を取らないで町単で付けるものもありますが、補助いただきたいので、こういった所をクリアして県から補助をいただくということです。町でやるとなると、関係なく出来ますが、こういったものを利用したいということです。それと、県をベースにしていまして、県内の自治体でこれを作るのにみんな非常に悩んでいます。室戸市と南国市の教育委員会が要綱を作っています。室戸市は文化部も対応出来る形で作っていました。南国市は運動部に限った形で作っていまして、それを参考にしながら四万十町では運動部を先に作ったということです。

佐々倉委員： この間、議員さんとの意見交換のときに、サッカー部の顧問がころころ替わるのがどうかみたいなお話があって、民間の方をお願いできたら継続的で専門的でいいんだろうなと思っていますが人がいない。

西谷学校教育課長： 実際、クラブに来てくれる人がどうかということ。例えば、民間でやっているところへ生徒が行くとかいうことも考えもあります。そこで技術を担保していくという方法もありかと思えます。

教育長： 教員はどうしても異動がありますので、しかも、部活動だけじゃなく、教科が合致しないとイケませんので、その辺がなかなか悩ましいところです。

横山委員： 中学校は教科がありますので部活動だけで教員を異動させるのはなかなか難しいですね

教育長： 知識から始める方は勉強しながらやってもらっている。逆に、詳しい保護者の方に協力してもらっているのが窪川のバスケットですね。

西谷学校教育課長： 各学校には年度の初めにどういう配置ができるかという要望も取られるんですが、なかなか、いないということがつらいです。

教育長： 継続性の意味も含めて地域の方に最終的には出てもらい、学校の顧問と地域の方が入ってもらって、どっちの顧問の話聞いていけばいいのか、地域の方を聞いたらいいかということもあって、その辺も最終的には地域の方へということの移行になっていくのかなと、地域のスポーツですからね。

西谷学校教育課長： そういう形を目指しての形が、見え隠れはしている所です。

教育長： このことについてはよろしいですか。

西谷学校教育課長： 今日だけではないですので、また、ご意見があったらいただきたいと思えます。

教育長： それでは、その他 ①四万十町運動部活動改革推進委員会設置要綱について、は字句の修正等がありましたら、なお確認をさせていただいて、議案として次回、提出をさせていただきたいと思えます。

全委員： はい。

教育長： その他で、なにかありませんか。それでは、その他 ②四万十町教育委員会表彰について、③命の授業について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、その他 ②四万十町教育委員会表彰について、③命の授業について、説明する。)

教育長： その他で生涯学習課ら2点、一つは教育委員会表彰ということで、このことについてはまた3月の教育委員会で提出をさせていただくということです。そして、その次

が腰塚先生の100回記念公演ということで、本当に四万十町をふるさとのように愛していただいて、子どもたちの成長を共に見守っていただいているというようなことで、今後子どもたちの成長を見ていく上でヒントになることもたくさんお話しをされるとと思いますので、よろしく願いいたします。その他で、なにかありませんか。

それでは、その他 ④適正配置について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、その他 ④適正配置について、説明する。)

教育長 : ただ今、説明がありました。このことについて何か聞いておきたいとか、確認したいとかいうことございませんか。よろしいですか。

それでは、適正配置については、終了したいと思います。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして、その他 ⑤小鳩保育所について、⑥ファミリーサポートセンターについて、⑦文化的施設について、事務局の説明を求めます。

(事務局より、⑤小鳩保育所について、⑥ファミリーサポートセンターについて、⑦文化的施設について、説明する。)

教育長 : ただ今、3点、小鳩保育所に関する件、ファミリーサポートセンターに関する件、そして文化的施設に関する件ということでございました。何か聞いておきたいとかいうことはございませんか。よろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、私のほうから卒業式の実施日と参加者の確認ということで再度確認もしていただきたいと思います。

(全委員で、卒業式の実施日と参加者について、確認を行った。)

教育長 : 続いて、日程調整を行わせていただきます。まず、3月の定例教育委員会ですが、これも前回もお話しをさせていただきましたが、3月10日火曜日午前9時ということでよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 4月も併せてお伝えできたらと思いますが、4月の定例教育委員会は4月14日火曜日午前9時ということでいかがでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 4月14日火曜日の午前9時ということで、場所は町民活動支援室で予定が入っていましたら他になるかもしれませんが、この場所で予定をしたいと思います。よろしいですか。

全委員 : はい。

教育長 : それでは、以上で本日の日程全て終了しましたので、教育委員会2月定例会を閉会いたします。

(閉会)

3月の定例委員会予定 令和2年3月10日(火)

4月の定例委員会予定 令和2年4月14日(火)

教育長 : _____

署名人 : _____